

70歳から74歳までの国民健康保険加入者の方へ

# ～窓口負担の特例措置の延長について～

70歳から74歳までの方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担は、法令上2割負担となりますが、特例措置として平成22年3月まで1割に据え置かれています(※)。このたび、この特例措置が平成22年4月から平成23年3月までの1年間延長されることが政府において決定されましたので、該当する方には3月末日までに新たな被保険者証兼高齢受給者証を送付いたします。  
※現役並み所得があるとして3割負担と判定された方を除きます。

吉川松伏消防組合のお知らせ

問合せ／吉川松伏消防組合消防本部  
予防課 ☎048-982-3919

## 春の全国火災予防運動

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」を統一標語に3月1日から1週間「春の全国火災予防運動」が行われます。家庭や職場における安全の推進、防火安全対策の徹底など、火災予防を呼びかけています。

### 住宅用火災警報器を設置しましたか？

住宅用火災警報器は、火災による煙をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれるものです。住宅用火災警報器の設置により、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難、通報ができるようになります。埼玉県内での奏功事例を紹介します。

事例1 (感知場所：台所)

居住者が台所のコンロで調理中、コンロの火を付けたまま外出したため、時間の経過とともに鍋の中身が焦げ、煙が発生。台所に設置していた住宅用火災警報器が作動。警報音に気づいた近所の人が、焦げ臭いと感じたため119番通報、火災には至らなかった。

事例2 (感知場所：寝室)

居住者が1階でくつろいでいたところ、2階の子ども部屋で住宅用火災警報器の警報音が鳴っているのに気付いた。2階に駆けつけたところ、室内には煙が充満しており、子どもがたじろいでいた。居住者は、ただちに子どもを避難させるとともに、風呂の残り湯で初期消火を行った。

問合せ／松伏町古利根川桜並木保存会  
(事務局 荒井) ☎090-7194-9505

## 古利根川桜まつりを開催します



古利根川堤では、延長1.5kmにわたり約150本の桜の木が見事な花を咲かせます。桜まつり期間中は、ちょうちんを点灯し、夜桜も楽しめます。ぜひご観賞ください。

※お車でのご来場はご遠慮ください。

■開催期間／3月27日(土)～4月4日(日)

※桜の開花状況によって変更することがあります。

■夜桜観賞 (ちょうちん点灯)／  
開催期間中の午後6時～9時

■主催／松伏町古利根川桜並木保存会

■後援／松伏町商工会